

選定代議員選出規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 代議員会の選定代議員(以下「代議員」という。)の選出に関しては、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。)及び全環境企業年金基金規約(平成27年7月1日施行。以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公示の方法)

第2条 この規程による公示は、規約第5条第1項の規定による公告の例により行う。

第2章 選定方法

(選定方法)

第3条 代議員の選出は、選定の都度、全ての事業主により行うこととし、規約第13条第2項に定める方法とする。

(選定管理人)

第4条 前条の選出にあたって、理事長は、本人の承諾を得て、選定管理人を選任しなければならない。

2 前項の選任を行ったときは、理事長は、その旨を本人に通知しなければならない。

3 選定管理人は、代議員の選出に関し、必要な事務を行う。

4 選定管理人は、選定録を作り、これに記名捺印しなければならない。

第3章 選定期日

(任期满了による選定)

第5条 代議員の任期满了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2 理事会は、選出に係る期日を定め、理事長は、少なくとも28日前にこれを公示しなければならない。

(その他の選定)

第6条 前条第2項の規定は、補欠選定及び増員選定の場合においても同様とする。

第4章 候補者

(候補者指名等)

第7条 代議員の候補者は、選出の公示があった日から7日の間に、規約第13条第2項に定める方法により指名された者(自らを指名した場合を除き、本人が承諾したものに限る。)とする。ただし、同項に定める方法を希望しない事業主は選定行為を第12条に定める委員長に委任しなければならない。

2 事業主は、2人以上の候補者を指名することはできない。

3 選定管理人は、第1項の指名があったときは、次の各号に掲げる事項を確認のうえ、指名を認め、指名届の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

- (1) 指名した者が実施事業所の事業主であること
- (2) 指名された者が実施事業所の事業主(その代理人を含む)もしくは実施事業所に使用される者であること

(候補者指名の特例)

第8条 前条第1項の期間内に指名のあった候補者が、代議員の定数を超える場合において、その期間を経過した後、候補者が死亡し、又は候補者であることを辞したときは、同条第1項の例に準じて選出の期日の前日までに指名することができる。

2 候補者は、選出の期日の前日までに選定管理人に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

3 選定管理人は、前2項の指名又は届出を受理したときは、指名届又は辞退届の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(候補者の公示)

第9条 第7条第3項又は前条第3項の指名を受理したとき、又は候補者の死亡を知ったときは、選定管理人は、直ちにその旨を公示しなければならない。

(候補者の選定管理人選任の禁止)

第10条 選定管理人は、候補者となることはできない。

第5章 選定委員会

(選定委員会の設置及び目的)

第11条 代議員の円滑な選出のために選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、基金の実施主体である事業主の意見を可能な限り反映させることで、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、公明正大に代議員を選出することを目的とする。

(委員等)

第12条 委員会の委員は、3人とし、現に役員又は職員でない者のうち、基金の実施事業所が所属する業界の状況に精通している者の中から選任する。

2 委員長は、代議員会にて選任する。

3 委員会の委員は、代議員会で選任された委員長が選任し、代議員会にて承認を得る。

4 委員の任期は、代議員の任期に準ずる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(候補者の選定委員選任の禁止)

第13条 選定委員は、候補者となることはできない。

(委員会の開催)

第14条 委員会は、互選代議員の選挙の日を開催する。ただし、補欠選定及び増員選定の場合はこの限りでない。

(委員会の役割)

第15条 第11条第2項の目的を果たすために、委員会は代議員の選出において次の各号に掲げる事項のみを実施する。

- (1) 第7条第1項で指名された者が、代議員の定数を超える場合

候補者の中から代議員を選出する

(2) 第7条第1項で指名された者が、代議員の定数に達しない場合

同項の委任により、代議員の定数に満たない人数を上限として候補者を指名する。

(会議録)

第16条 委員会の議事については、その経過及び結果を記載した会議録を作成する。

(委員会事務局)

第17条 委員会の事務局は、選定管理人が行うものとし、会議録の作成、保管及び委員への連絡等は事務局において行うものとする。

第6章 選定結果の報告等

(選定結果の報告、通知及び公示)

第18条 代議員が定まったときは、選定管理人は、直ちに代議員の氏名及び所属事業所の名称を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに選定された者にその旨を通知し、かつ、選定された者の氏名及びその所属事業所の名称を公示しなければならない。

3 選定された者が選定を辞退しようとするときは、選定の通知を受けた日から2日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(代議員の定数に達しない場合の報告及び公示)

第19条 代議員が代議員の定数に達しないときは、選定管理人は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公示しなければならない。

第7章 選定の無効

(選定の無効)

第20条 選定は、規約及びこの規程に違反することがあって、選定の結果に異動を生ずる恐れがある場合に限り無効とする。ただし、選定に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り選定の効力を失うことはない。

第8章 特別選定

(補充選定)

第21条 代議員に欠員が生じ、かつ、第15条第1号に掲げる場合には、直ちに委員会を開き、代議員を定めなければならない。

(再選定)

第22条 第18条第3項の辞退により選定すべき数に足る代議員を得ることができなかった場合においては、理事長は、第15条第2号に掲げる方法に準じて再選定を行わせなければならない。

(補欠選定及び増員選定)

第23条 代議員の欠員について、前2条の規定により代議員を定めることができるときを除くほか、理事長は、選定の期日を定めて、補欠選定を行わせなければならない。

2 代議員の定数の増員においては、理事長は、選定の期日を定めて、増員選定を行わせなければならない。

(選定無効)

第24条 前条第1項の規定は、選定が無効となった場合に、これを準用する。

附 則

この規程は、平成31年6月1日から施行する。